

④ 現行規制における目標達成手段の限定に関する事項

- ・ 現行ではリスクがなくても、繰り返して測定しなければならないこととなっており、過剰である。
- ・ 測定により作業環境が良好であることを確認した上で、さらに局所排気装置の稼働要件を課すというのは、二重規制である。
- ・ 技術がない人でもできるやり方と、技術のある人が工夫してできるやり方の両方があるべき。
- ・ リスクアセスメントが提唱されて年月が経っていないので、定着していないのも当然か。
- ・ 事業者の自主管理を促進できる体制を盛り込み、インセンティブを付与しつつ、事業者の自主管理意識を高めることが必要。
- ・ 事業場の作業管理を自主的に行うにはそれなりの技術が必要であり、それを実施できる専門家を養成することが大事。技術（専門家）がなければ、自主的な管理と言ってもうまく回らない。
- ・ 世界は自主管理に移行している一方、日本は法規準拋型で管理が行われてきた。ガイドラインにより、化学物質管理の大きな枠組みを示し、その中で法規制の位置付けを示すべき
- ・ 作業環境測定は健診よりも強い罰則が科されているにもかかわらず、監督署へ届出が義務づけられていないので、監督署へ届出義務のある特殊健診の方がまじめに実施されているのではないか。
- ・ 屋外事業場に係る作業環境測定は、ガイドラインにより実施が示されているが実施されていない。ガイドラインと法令との棲み分けができていないためではないか。
- ・ 日本の作業環境測定は、法令に定められた事項のみさえやっければよいという状況にあり、人材が育ちにくいのではないか。
- ・ 健康診断や過重労働対策、メンタルヘルス対策等では、結果を安全衛生委員会に報告し、自主的に事業場内で管理を行っていかうとする動きがある。事業場や労働者の自主管理意識の向上のためにも、作業環境測定結果を事業場内で周知したり、労働者に作業環境状況を知らせることができる体制を整備することが必要。
- ・ 個人ばく露測定結果が労働者に通知されるようなしくみを検討すべき。
- ・ 作業環境測定結果に報告の義務を課すのは、抵抗があるのではないか